

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 7 月 11 日 (火) 第 429 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

条 例

- 鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (※) (人事課取扱い) 2
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (※) (財政課取扱い) 2
- 鹿児島県税条例等の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 2
- 離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 4
- 奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 5
- 地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (※) (税務課取扱い) 6
- 鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例 (※) (中小企業支援課取扱い) 6
- 鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (※) (特別支援教育課取扱い) 8
- 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例 (※) (警務課取扱い) 8

条 例

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第34号

鹿児島県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の給与に関する条例 (昭和26年鹿児島県条例第13号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 16 条の 5 第 3 項中「第 43 条」を「第 26 条の 7」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改め、同条第 4 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 35 号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 36 号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成 12 年鹿児島県条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 農政部の表 6 の項の(1)中「獣医師」の次に「又は知事が登録する飼養衛生管理者」を加える。

別表第 1 警察本部の表 7 の項の(5)中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同項の(4)のソ中「第 108 条の 2 第 1 項第 15 号」の次に「又は第 16 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第37号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第 1 条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第158条の2第1項」の次に「(第1号に係る部分に限る。)」を加える。

第28条の2第2項中「第45条の3の2第2項」を「第45条の3の2第3項」に、「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に改める。

第100条の3第1項及び第2項中「又は第5項」を「, 第5項又は第6項」に改め、同条第3項中「又は第3項」を「, 第3項又は第4項」に改める。

第100条の6第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第5条の6第1項中「附則第18条第3項」を「附則第18条の2第3項」に改める。

附則第6条の7を削る。

附則第16条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同条第2項中「次条第1項」を「次条」に改める。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の5 知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第100条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等(法附則第12条の2の11第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、法第168条第2項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定(法第171条及び第172条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第1項及び第18条第1項の規定の適用については、法第17条の5第1項中「5年」とあるのは「7年」と、法第18条第1項中「5年間」とあるのは「7年間」とする。

附則第17条の3第2項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

(鹿児島県産業廃棄物税条例の一部改正)

第 2 条 鹿児島県産業廃棄物税条例 (平成 16 年鹿児島県条例第 44 号) の一部を次のように改正する。

第 19 条中「第 733 条の 18 第 7 項」を「第 733 条の 18 第 8 項」に改める。

(鹿児島県核燃料税条例の一部改正)

第 3 条 鹿児島県核燃料税条例 (平成 29 年鹿児島県条例第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 278 条第 6 項」を「第 278 条第 7 項」に改める。

(鹿児島県核燃料税条例の一部改正)

第 4 条 鹿児島県核燃料税条例 (令和 5 年鹿児島県条例第 32 号) の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 278 条第 6 項」を「第 278 条第 7 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条 (次号から第 4 号までに掲げる改正規定を除く。)の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中鹿児島県税条例附則第 16 条の 4 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 17 条の 3 第 2 項の改正規定並びに第 2 条から第 4 条までの規定並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中鹿児島県税条例第 28 条の 2 第 2 項の改正規定 令和 7 年 1 月 1 日
- (4) 第 1 条中鹿児島県税条例第 100 条の 3 の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(自動車税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県税条例 (以下「新条例」という。)附則第 16 条の 5 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日 (以下この条において「2 号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例附則第 17 条の 3 の規定は、令和 5 年度分の 2 号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和 6 年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの 2 号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 3 条 新条例第 100 条の 3 の規定は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日 (以下この条において「4 号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、4 号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

.....

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第38号

離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（平成5年鹿児島県条例第37号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。以下同じ。」を「いう。」に改める。

第2条の表事業税の項中「離島振興対策実施地域内において、」を「法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、」に、「離島振興対策実施地域内において畜産業」を「産業振興促進区域内において畜産業」に改め、「薪炭製造業」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加え、同表不動産取得税の項及び固定資産税の項中「離島振興対策実施地域」を「産業振興促進区域」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 新条例第2条の規定は、令和5年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について適用し、同日前に設備を新設し、又は増設した者の当該設備に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税については、なお従前の例による。

.....

奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第39号

奄美群島における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

奄美群島における県税の特別措置に関する条例（平成11年鹿児島県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事業税の項中「規定する事業」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の奄美群島における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

.....

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第40号

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例（平成20年鹿児島県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地域経済牽引事業の促進に係る区域における県税の特別措置に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

.....

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第41号

鹿児島県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、鹿児島県信用保証協会又は独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「保証機関」という。）が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき当該求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定めることにより、地域経済の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第 4 項に規定する中小企業者等をいう。
- (2) 求償権 鹿児島県信用保証協会が信用保証協会法第20条第 1 項第 1 号の債務の保証をした場合又は独立行政法人奄美群島振興開発基金が奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第52条第 1 号の債務の保証をした場合において、その保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。
- (3) 求償権の放棄等 求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。）をいう。

- (4) 損失補償契約 県と保証機関との間の契約であって、保証機関が保証債務を履行した際に生じた損失に対して県が補償を行うことを定めたものをいう。
- (5) 回収納付金 保証機関が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納入しなければならないものをいう。

(回収納付金を受け取る権利の放棄)

第3条 保証機関は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合において、当該申請に係る求償権の放棄等が、次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、回収納付金を受け取る権利を放棄することができる。

- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第53条第1項第2号に規定する特定協定銀行である株式会社整理回収機構の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）第2条第3項に規定する特定調停（同法第17条第1項に規定する調停条項を定めたものを除く。）又は特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法（昭和26年法律第222号）第17条の決定に基づき策定された事業の再生に関する計画（債権者及び債務者が利害関係を有しない中立かつ公正な立場の第三者の支援を受けて策定されたものに限る。）
- (3) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第25条第4項の規定による再生支援決定を行った中小企業者等に係る事業の再生に関する計画
- (4) 株式会社地域経済活性化支援機構が株式会社地域経済活性化支援機構法第32条の2第3項の規定による特定支援決定を行った中小企業者等に係る事業の承継に関する計画
- (5) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画
- (6) 産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (7) 産業競争力強化法第140条第1号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (8) 産業競争力強化法第140条第2号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う同法第134条第2項第1号から第5号までに掲げる業務を通じた支援を受けて策定された事業の再生に関する計画
- (9) 私的整理（債権者と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理をいう。）に関するガイドラインとして規則で定めるものに基づき策定さ

れた事業の再生に関する計画

(報告)

第 4 条 知事は、前条第 2 項の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 42 号

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中	「	鹿児島県立鹿児島特別支援学校	鹿児島市	」	を
		鹿児島県立皆与志特別支援学校	鹿児島市		

「

鹿児島県立鹿児島特別支援学校	鹿児島市	」	に改める。
----------------	------	---	-------

」

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 7 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第 43 号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和 35 年鹿児島県条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 28 号を次のように改める。

(28) 削除

第 31 条の 2 を次のように改める。

第31条の2 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。